平成２２年（フ）第５号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷101番地50、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森126番地２　コーポ寺沢103号
債務者　太野俊一郎
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　正和
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７７号
岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森28番地
債務者　織田　敦志
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大和久政也
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１９号
盛岡市三ツ割５丁目８番４号
債務者　遠藤　隆則
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木良博
４　破産債権の届出期間　平成22年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午後１時20分
６　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３８５４号
名古屋市南区鳴尾１丁目16番地　エトワール鳴尾102号
債務者　松山　和代
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　篤史
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８５０号
名古屋市中村区竹橋町23番20号　レインボー竹橋701号
債務者　村瀬　正弘
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝澤　昌雄
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２号
愛知県弥富市五明２丁目21番地
債務者　堤　　輝雄
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
愛知県弥富市五明２丁目21番地
債務者　堤　　定子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
４　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０号
岐阜県多治見市北小木町494番地の40
債務者　安江　恭一
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大岡　琢美
４　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６９６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字村山1988番地
債務者　山崎　貞子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
４　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
新潟県新潟市南区臼井1212番地２
債務者　遠藤　久永
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　　仁
４　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
福井県小浜市相生第５号13番地の１
債務者　小河紀久生
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　一司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月30日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第９号
福井県小浜市相生第５号13番地の１
債務者　小河惠美子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　一司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月30日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４１号
福岡県京都郡みやこ町犀川山鹿97番地　県営今里団地31号
債務者　村岡　英明
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
福岡県行橋市大字前田１―15、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町若久町２丁目17番地６
債務者　鬼塚　好幸
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
群馬県太田市新井町507番地２
債務者　荒井登志子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所太田支部